

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	17 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から同年10月まで  
② 昭和38年11月から43年3月まで

私は、申立期間当時はA（地名）で大学に通っていたが、私が20歳になったときに、B県C市（現在は、D市）にある実家で、母が国民年金の加入手続を行ってくれた。当時、父はA（地名）で事業所を開業しており、経済的に国民年金保険料の納付が困難な状況ではなく、毎月、父から実家の母へ仕送りをしており、その都度母が市役所で保険料を納付していたことを聞いた記憶がある。大学を卒業するまで母が保険料を納付してくれていたのに、申立期間①が未納とされ、申立期間②が未加入とされているので記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、D市の保管する国民年金被保険者名簿からも、申立人が昭和38年8月26日に任意で国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる上、任意加入当初の3か月と短期間であり、申立人の申述どおり、申立人の母が申立人の加入手続及び加入当初の国民年金保険料の納付を行ったと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、上記被保険者名簿において、申立人は昭和38年11月11日に被保険者資格を喪失した記載があり、オンライン記録と一致していることから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間②の納付の前

提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②は 53 か月と長期間である上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、既に亡くなっているため申立期間②の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から43年12月まで

私は、成人式を迎えた後、両親が義務として国民年金保険料を納付しなければならないと言っていた。大学を卒業して昭和42年4月に父の経営する会社に就職してからは、自分で保険料を納付するようになったと記憶している。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業し就職した昭和42年4月から国民年金保険料を自分で納付するようになったと主張しているところ、申立人の特殊台帳に同年6月1日に国民年金手帳を再発行したことが記録されていること、及び申立期間後の44年1月から同年3月までの期間の納付記録がオンライン記録により、確認できることから、申立期間のうち、42年4月以降の期間については、申立人が主張するとおり、申立人が保険料の納付を始めたと推認できる。

また、オンライン記録では、申立人の被保険者資格の取得日は昭和44年1月1日と記録されており、申立期間は未加入の期間であるが、特殊台帳には40年2月12日に強制で資格取得と記載され、その記録が訂正された形跡は無く、52年3月に転入したA郡B町で保管する国民年金被保険者名簿において申立人の資格取得日が40年2月12日から44年1月1日に訂正されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金の強制被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人が保険料を納付したとする昭和42年4月から43年12月までの期間は21か月と比較的短期間であり、申立期間以降、60歳で資

格喪失するまで保険料をすべて納付していることを考慮すると、当該期間についても納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和40年2月から42年3月までの期間については、申立人は保険料の納付に関与していないと述べており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする両親は、既に亡くなっているため、当該期間の納付状況等は不明である。

また、申立人の所持する昭和40年10月20日発行の国民年金手帳及び44年5月9日再発行の国民年金手帳は共に、40年2月から42年3月までの期間に係る検認印が無い上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から51年1月まで  
② 昭和52年4月から同年12月まで  
③ 昭和54年4月から62年8月まで

私は、昭和46年7月ごろ、A区に在住しており、国民年金に加入していた。同年7月から51年1月までの期間、52年4月から同年12月までの期間及び54年4月から62年8月までの期間が未納と記録されているが、国民年金保険料を納付していた。また、納付できないときは全額免除の申請をしていたはずであり、その期間すべてが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和60年4月から61年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料の免除申請を一緒に行ったとするその妻は、当該期間に係る納付記録は免除となっているところ、保険料の免除については、原則として世帯単位の所得により免除の適否を判定することから、申立人の妻は免除申請手続を行っているにもかかわらず、当該期間について申立人は免除申請手続を行っていないことは不自然である。

また、申立人は、申立期間③以外にも免除申請を行っており、免除申請手続について、理解していたものと判断できることから、申立人は、その妻と一緒に免除申請していたものと考えられる。

2 一方、申立期間①及び②並びに申立期間③のうち、昭和54年4月から60年3月までの期間及び61年4月から62年8月までの期間につい

ては、特殊台帳及びオンライン記録において未納と記録されている上、申立人は、当該期間に係る保険料の納付場所、納付方法及び免除手続について記憶しておらず、納付及び免除申請の手続状況は不明である。

また、申立人が当該期間の保険料を納付及び免除申請していたことを示す関連資料（家計簿、免除承認通知書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付及び免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和20年10月1日、資格喪失日は23年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20年10月から21年3月までは100円、同年4月から同年12月までは150円、22年1月から同年5月までは210円、同年6月から同年12月までは300円、23年1月から同年7月までは600円、同年8月及び同年9月は3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から23年10月1日まで

私は、終戦後すぐに、伯父の紹介でA社に就職し、B（業務）を担当していた。同社に勤務している間、給与から厚生年金保険料が控除されており、保険料が高いと思っていたことを今でも記憶しているが、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において「B（業務）をしていた。」と供述しているところ、昭和21年2月25日から23年3月16日までA社の厚生年金保険の被保険者期間がある元同僚は、「B（業務）をするときに、申立人と一緒に作業した記憶があり、私が退職したときはまだ在職していた。」と具体的に供述していることから、申立期間に申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

一方、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無いものの、申立期間において、健康保険の整理番号に約50番にわたる欠番があることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者番号払出簿において、「\*」から「\*\*」までの記号番号のうち、A社の被保険者に払い出された年金番号を確認し

たところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に年金番号の記載が無く、厚生年金番号単位の払出簿においても被保険者名が記載されていない番号が3つ確認できることから、当該事業所に係る年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務で、同時期に入社した元同僚の社会保険事務所の記録から、昭和20年10月から21年3月までは100円、同年4月から同年12月までは150円、22年1月から同年5月までは210円、同年6月から同年12月までは300円、23年1月から同年7月までは600円、同年8月及び同年9月は3,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月21日から同年6月12日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月21日に、資格喪失日に係る記録を同年6月12日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月1日から同年4月12日まで  
② 昭和37年4月21日から同年6月12日まで

私は、昭和35年2月1日から同年4月12日までは、B郡C町（現在は、D市）のE氏所有の「F丸」にG（職種）として乗船し、37年4月21日から同年6月12日までは、H市IのJ氏（現在は、A社）所有の「K丸」にG（職種）として乗船したが、この間の船員保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、J氏が所有する「K丸」にG（職種）として乗船したことが確認できる。

また、A社の常務取締役は、「申立期間②は、J氏による個人事業主のときであったが、申立人の船員手帳に雇入れ及び雇止めの記載があれば、船員保険に加入させていたはずである。」と回答していることから、申立人の申立期間②における船員保険料を控除していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の船員手帳の給料欄に記載されている金額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、仮に、船舶所有者から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月から同年5月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、E氏が所有する「F丸」にG（職種）として乗船したことが確認できる。

しかし、申立人は、当時の元同僚の氏名を覚えていないため、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿により、所在が判明した元同僚4名に照会した結果、1名から回答を得たが、その元同僚は、「申立期間①にF丸に乗船していないため、申立人は知らない。」と供述しており、申立期間①当時の船員保険の加入状況について確認できない。

また、L漁業協同組合は、「F丸は、当組合所属であったが、昭和40年ごろ廃船になっており、船舶所有者は、既に死亡している。」と回答しており、申立期間①当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、船舶所有者E氏に係る船員保険被保険者名簿において、E氏を含め26名が船員保険の適用船舶所有者となった昭和34年8月26日に資格を取得し、E氏を除く25名は、申立期間前の同年12月26日までに資格を喪失し、E氏のみが船員保険の適用船舶所有者でなくなった35年3月15日に資格を喪失していることが確認できるが、同名簿に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和32年2月12日）及び資格取得日（34年3月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月12日から34年3月10日まで  
② 昭和36年12月20日から38年12月まで

私は、A社に昭和26年から36年まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。また、申立期間②については、B社の退職時に、厚生年金保険の被保険者証を返してもらった記憶があり、同社において厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和32年1月5日に厚生年金保険の資格を取得し、同年2月12日に資格を喪失後、34年3月10日に当該事業所において再度資格を取得しており、32年2月12日から34年3月10日までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち、申立期間①において申立人と同じC（職種）であった複数の元同僚は、「申立人は、C（職種）として、途中退職することも無く、継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間①において当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所において、申立人以外の同職種の元同僚は、いずれ

も申立期間①において厚生年金保険が継続しており、申立人と同じく被保険者期間に空白が発生している者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同日の昭和29年12月1日に資格取得し、申立期間①直前の標準報酬月額が申立人と同額の元同僚の加入記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年2月から34年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、複数の元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は、昭和39年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間②は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、B社の事業主は、「当社は、昭和36年に設立し、当初は個人事業として始めたが、38年7月24日に法人化し、厚生年金保険に加入したのは、39年2月1日である。」と回答している。

このほか、申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月 7 日から同年 3 月 3 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年 2 月 7 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 2 月 7 日から同年 3 月 3 日まで

私は、B社及びA社に勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間において、厚生年金保険の記録が欠落しているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社から提出された辞令書により、申立人が当該事業所に昭和 47 年 2 月 7 日に採用されたことが確認できる。

また、当該事業所は、給与の取扱いについて、毎月 20 日締め、翌月 25 日払い、厚生年金保険料は翌月控除と回答しているところ、当該事業所から提出された昭和 47 年 3 月の給与台帳において保険料の控除が確認できることから、申立人の同年 2 月の保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、A社から提出された昭和 47 年 2 月の給与台帳（同年 1 月 21 日から同年 2 月 20 日）により、同年 1 月分の保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社から提出された昭和 47 年 3 月の給与台帳により、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の申立てどおりの届出及び保険料を納付していないと回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によれば、申立人の資格取得日は昭和47年3月3日になっていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、B社は、「申立期間①当時は、すぐに辞める者が多かったので、6か月から8か月くらいを試用期間とし、この間は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している上、申立期間①において被保険者資格を有する複数の元同僚も、「試用期間があった。」と供述している。

さらに、当該事業所は、「申立期間①当時の関係資料は無い。」と回答していることから、保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、昭和55年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月31日から同年8月31日まで

私は、昭和55年7月31日から同年8月31日までの期間が厚生年金保険に未加入となっている。

この期間はAグループ内においてB社からC社に転勤になっただけであり、未加入期間となっていることは納得できないので、厚生年金保険の被保険者記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD社（C社を継承）E工場及び申立人から提出された給与明細書により、申立人はB社に継続して勤務し（昭和55年8月31日にB社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、厚生年金基金加入員資格取得及び標準給与決定通知書により、F厚生年金基金において、昭和55年8月31日に転勤により資格を取得していることが確認できる上、55年10月の定時決定は、同年8月の在籍者が対象となること、及び喪失日の受付年月日が同年9月8日となっていることが確認できる上、事業主は、「基金の届出については複写式であった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張するとおり、昭和55年8月31日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により22万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和28年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年5月20日まで  
② 昭和28年9月7日から29年12月2日まで

私は、年金事務所における厚生年金保険の被保険者記録では昭和27年4月の1か月及び28年9月から29年12月までの期間が空白となっているが、27年4月にA社に入社して以降、平成7年8月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社の入社時の辞令により、申立人が昭和27年4月1日に同社に入社したことが確認できる。

また、A社が保管する従業員台帳により、申立人が申立期間①にA社本社に勤務していたことが確認できる。

さらに、元同僚は「試用期間は無く、入社した月から厚生年金保険に加入している。」と供述しているところ、当該元同僚の厚生年金保険の被保険者記録によると、入社当初から加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年5月の社会保険事務所（当時）の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、雇用保険の記録、申立人から提出されたA社の辞令及び当該事業所が保管する従業員台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和28年9月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和29年12月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したかどうか不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年9月から29年11月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日を昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月1日から43年1月1日まで

私は、B社に入社後、B社は昭和41年8月にA社と合併し、42年12月の人事異動でA社C工場からA社本社D課に転勤し、平成10年1月31日に退職するまで、継続して勤務していた。その人事異動時の昭和42年12月1日から43年1月1日までの1か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びE社（A社の人事労務の請負会社）から提出された労働者名簿から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述により、昭和42年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和43年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時のことは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せ

ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年10月1日、資格喪失日は24年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録をそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年10月から23年7月までは400円、同年8月から同年12月までは1,200円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から24年1月1日まで

私は、昭和20年1月27日にA社に入社し、62年12月12日に退職するまで、継続して同社に勤務し、その間厚生年金保険に加入していたはずであるが、A社B工場に勤務していた20年1月27日から28年6月30日までのうち、22年10月1日から24年1月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和20年1月27日にA社E事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年10月1日に資格を喪失し、24年1月1日にC社D工場において当該資格を再取得し、62年12月12日に当該資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立期間における勤務実態について、F健康保険組合は、「当組合の健康保険台帳によると、申立人は昭和20年1月27日に資格を取得し、62年12月12日に資格を喪失している。また、申立人が22年10月1日付けでA社B工場からA社G店に転入した旨記載されている。」と回答している。

また、C社保有の申立人に係る人事記録には、申立人が昭和22年9月に採用され、A社B工場に勤務し、28年にA社H工場に異動した旨記載

されているところ、A社B工場に昭和19年3月から28年6月までI（職種）として勤務していたという元同僚は、「申立人は20年1月から28年6月まで、B工場で私と二人でI（職種）として勤務していた。」と供述しており、申立期間において申立人は、A社B工場に継続して勤務していたことが確認できる。

他方、申立人が昭和20年1月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨記載されているA社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同年5月10日に当該資格を取得（ただし、当該取得日は同年1月27日に訂正されている。）した旨記載されている同社B工場に係る当該名簿には、資格喪失日が記載されておらず、年金事務所は、「申立人の資格喪失日を確認できる資料は存在しない。」と回答している。

さらに、申立人がA社E事業所における資格取得時に付番された厚生年金保険被保険者証の番号「\*」は、昭和23年8月1日に同社J工場において資格を取得している別人に訂正付番されており、当該番号が払い出された当時の被保険者台帳は保管されていない上、申立人が24年1月1日に同社K工場で資格を取得した際に申立人に交付された厚生年金保険被保険者証の番号「\*」の資格取得日が「昭和24年1月1日」と記された後、申立人が同社E事業所で取得した番号「\*」の払出日である「20.1.27」に訂正されていることから、社会保険事務所（当時）において、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の被保険者記録が適切に管理されていたとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24年1月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和22年6月のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から同年10月から23年7月までは400円、同年8月から同年12月までは1,200円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、平成3年4月1日であると認められることから、申立期間に係る資格取得日の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年4月12日まで

私は、平成3年4月1日付けでA社D事業所から同社C事業所へ異動しているが、A社に継続して勤務しており、同年4月1日から同年4月12日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないとの社会保険事務所（当時）からの回答に納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、E健康保険組合から提出された資格証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（平成3年4月1日に同社D事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知」の写しから、申立人のA社C事業所に係る資格取得日が平成3年4月1日であることが確認でき、当該届出には管轄社会保険事務所の同年4月24日付けの確認印が押されているところ、オンライン記録上、当該資格取得の処理年月日は上記確認印の前日に行われ、資格取得日が同年4月12日となっており、訂正及び取消処理は確認できないことから当該事務処理に誤りがあったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成3年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から同年6月1日まで

私の夫は、昭和35年3月28日にC社（現在は、D社）に採用され、各グループ企業に出向して継続して勤務していたにもかかわらず、40年5月の厚生年金保険被保険者の記録が抜けており、その期間も厚生年金保険に加入していたので調べてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社が提出した退職連絡簿及び事業所の回答から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるE社に継続して勤務し（A社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当時の事務担当者の供述から昭和40年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 43 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、44 年 10 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 43 年 4 月から 44 年 9 月までは 2 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 28 日まで A 社に勤務していたが、その期間のうち同社 B 事業所で勤務していた申立期間が、厚生年金保険の加入期間になっていない。同社が加入していた厚生年金基金から年金が支給されているので企業年金連合会に確認したところ、入社日は 43 年 4 月 1 日であり、基金の年金記録は、基金が設立された同年 5 月 1 日より計算した金額で支給しているという回答なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者とされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社が保管していた申立人の退職願において、申立人が、当該事業所に昭和 43 年 4 月 1 日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同期入社複数の元同僚は、「申立人は昭和 43 年 4 月 1 日に入社し、A 社 B 事業所で同社 C 事業所に異動するまで自分達と同じように勤務していた。」と証言している。

さらに、D 厚生年金基金が保管する申立人に係る D 厚生年金基金加入員台帳には、申立人の入社日は昭和 43 年 4 月 1 日と記載されており、当該基金の加入日は基金設立と同日の同年 5 月 1 日と記載されているところ、

当該基金は、「43 年 5 月以後の算定基礎届及び月額変更届は複写式だったと思う。」と回答している上、A社B事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、「取消 43. 7. 8」と記載されており、資格取得の取消しをうかがわせるが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に取消の記入がなく、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得日は、当該払出簿の記録どおり同年 4 月 1 日となっている。

加えて、申立人の上記厚生年金基金加入員台帳には、「44. 10. 1 異動原因 4」及び「同日付けで異動原因 1」と記載されており昭和 44 年 10 月 1 日をもって厚生年金基金の加入員資格を喪失及び取得したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 43 年 4 月 1 日にA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得し 44 年 10 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 43 年 4 月の D厚生年金基金加入員台帳の記録から 2 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（62万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

私は、平成 9 年 9 月 8 日から 19 年 2 月 20 日まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたが、その期間に給与が下がっていないにもかかわらず 13 年 10 月から 14 年 9 月の標準報酬月額が 36 万円と記録されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、36 万円と記録されているところ、B 社から提出された管轄社会保険事務所長の確認印のある健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する 62 万円と記載されていることが確認できる。

また、当該事業所が加入する C 厚生年金基金に申立人の加入記録及び標準報酬月額を照会したところ、「申立人の申立期間の加入記録があり、申立期間の標準給与の記録は 62 万円である。」と回答している上、当該事業所が加入する D 健康保険組合に同様の照会をしたところ、「申立人の申立期間における標準報酬月額は 79 万円である。」と回答していることから、事業主から提出された定時決定の届出について社会保険事務所における事務処理に過誤があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、62 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年8月31日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月31日から同年12月1日まで  
② 昭和52年12月1日から53年7月1日まで

私は、A社に勤務していた昭和48年12月から52年11月末までの期間のうち、同年8月31日から同年12月1日までの期間及びその後に勤務したB社における同年12月1日から53年7月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、元同僚の証言及び申立人から提出された申立期間①に係るA社発行の給料支払明細書により、申立人が申立期間①において当該事業所に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該給料支払明細書における保険料の控除金額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の妻は、当該事業所に係る書類はすべて処分しているため、当時の状況については不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、元同僚の証言から、申立人は、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録において適用事業所として確認できない上、申立人は「申立期間②当時は、当該事業所の従業員は代表取締役を含めて3人のみであった。」と供述しており、当該事業所の経理事務を担当していた元同僚は、「申立期間②当時は、当社は従業員が5人未満であったので、厚生年金保険の非適用事業所であった。」と証言していることから、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険法において、適用を受ける必要が無い事業所であったと推認できる。

また、申立期間②当時の事業主及び取締役は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から62年6月まで

私の国民年金については、申立期間当時、両親がA市役所で加入手続きを行い、金融機関等で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の一部の保険料をさかのぼって納付したと母から聞いた記憶がある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の納付日等から平成元年8月ごろに払い出され、同時期に加入手続きが行われたものと推認されることから、申立人の申立期間当時、国民年金の加入手続きを行ったとする主張と相違する上、手帳記号番号の払出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き等を行ったとする申立人の両親は、記憶が定かではなく、加入手続きの時期及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の一部の保険料をさかのぼって納付したと母から聞いた記憶があると述べているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和62年7月から63年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、ほかにさかのぼって保険料を納付した期間は見当

たらないことから、申立人がその母から聞いたとする納付についての記憶は、国民年金の加入手続を行った平成元年8月ごろに当該期間の保険料をさかのぼって納付したときの記憶であると考えても特段不自然ではない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から55年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から55年11月まで

私は常々、年金は480か月掛けなければならないと思ってきた。60歳になったとき、社会保険事務所（当時）で自分の国民年金保険料の納付月数を聞いたところ、未納月があるため480か月に達しないと言われ、60歳から65歳までの保険料を納付したが、申立期間については、昭和53年に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずなので未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年に会社を退職後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の記載から、55年12月5日に任意加入していることが確認でき、任意加入被保険者については、任意加入の申出をした日に被保険者資格を取得することから、53年に加入手続を行ったとする主張と相違する上、当該任意加入日はオンライン記録とも一致することから、加入日以前の期間である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から53年6月まで

私は、昭和55年ごろに国民年金の加入手続を行い、それまで未納であった49年12月から53年6月までの国民年金保険料を、A区にある郵便局において特例納付で一括納付した。その当時、郵便局の窓口でかなりの金額を納付した場景を今でもはっきりと記憶しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から55年7月ごろに払い出され、同時期、加入手続を行ったことが推認できるところ、申立人が加入手続を行った時点においては、既に特例納付制度の実施期間は終了しており、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで

私は、20歳になったとき学生であったので、母が私と兄の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときにその母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成4年4月以降に払い出され、同時期に加入手続を行ったことが推認されることから、20歳になったときに加入手続を行ったとする主張と相違している。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に關与しておらず、關与したとする申立人の母は申立期間の保険料を納付した場所、時期及び金額などについて記憶が定かでないことから、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料については、申立人の手帳記号番号の払出時期から、現年度及び過年度納付が可能とされるところ、オンライン記録によると、申立人は、平成4年4月から8年3月までの期間において保険料の免除申請を行っていることが確認できることを踏まえると、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から56年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月から56年3月まで  
② 昭和58年1月から同年3月まで

私が20歳になったとき、実家の母が私の国民年金の加入手続きを行い、母が家族5人分の国民年金保険料をまとめて町内会の集金人に納付していた。申立期間については、私以外の家族4人の保険料は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年5月に申立人の母が申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、56年9月7日に払い出されていることが確認でき、同時期に加入手続きを行っていることが推認されることから、54年5月に国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の主張と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与していないため、申立人の家族に聞き取り調査を行ったが、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況について具体的な供述を得ることができない上、申立人は、申立人の母が申立期間①の保険料を町内会の集金人に納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年9月7日に払い出されていることから、払出時点において申立期間①の保険料は過年度保険料となり、現年度保険料以

外の保険料を集金人が収納していたとは考え難く、申述内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立期間②についても、申立人は、申立人の母が申立人を含む家族5人分の保険料をまとめて納付していたと申述しているところ、オンライン記録によると、申立人を除くほかの4人も申立人と同様に当該期間の保険料が未納となっていることが確認でき、申立期間②の保険料を納付したことがうかがえない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで

私は、20歳になったとき学生であったので、母が私と弟の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときにその母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成4年4月以降に払い出され、同時期に加入手続を行ったことが推認されることから、20歳になったときに加入手続を行ったとする主張と相違している。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に關与しておらず、關与したとする申立人の母は申立期間の保険料を納付した場所、時期、金額などについて記憶が定かでないことから、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料については、申立人の手帳記号番号の払出時期から、現年度及び過年度納付が可能とされるところ、オンライン記録によると、申立人は、平成4年4月から8年3月までの期間において保険料の免除申請を行っていることが確認できることを踏まえると、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2990

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年12月まで

私は、会社を退職した後は国民年金に加入する必要があるということを知っていたので、A区役所において国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行った。申立期間が未納とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年3月に会社を退職し、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立期間は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、平成9年1月に施行された基礎年金番号により管理された申立人の国民年金記録において、8年1月16日以降の資格記録が10年1月28日に追加処理されていることが確認でき、申立期間に係る資格の取得及び喪失は申立期間後に勤務した会社を退職した9年11月以降に行われたと推認されることから、同年11月の退職後、速やかに加入手続を行ったとしても、その時点において申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付について記憶が明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から同年12月まで

私の夫が昭和40年8月に会社を退職したので、妻である私が市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、職員から国民年金にも加入するようにと指導され、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。国民健康保険料と国民年金保険料を納めることは大変であったが、私が納付した。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が会社を退職したときに、自身が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、保険料については、国民年金の加入時に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、手帳記号番号に基づき納付することとされているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立人の妻も、申立期間は国民年金に未加入の期間となっており、申立人の妻は、申立期間に係る保険料の納付方法等について記憶が定かでないことから保険料の納付状況が不明であり、申立期間の保険料を納付したことがうかがえない。

さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から53年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から53年6月まで

私は、昭和53年6月に夫が亡くなった際、知人が一緒についてきてくれて市役所でいろいろな手続を行ったが、そのときに、厚生年金保険被保険者期間に国民年金保険料を10年近く納付していたことが分かった。年金事務所からは、その期間についての国民年金保険料を還付してあるとの説明を受けたが、10万円という大きな金額を受け取ったのであれば覚えているはずなのに、受け取った記憶は無いので還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったが国民年金保険料を納付しており、その期間の国民年金保険料の還付を受けていないと主張しているところ、特殊台帳によると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと、及び同期間の保険料が昭和53年8月17日に還付決定された記載が確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間については厚生年金保険に加入しており、被用者年金各法の被保険者は、国民年金の被保険者となることはできず、申立期間は国民年金保険料の納付済期間とすることはできないことから、当該事由により申立期間の保険料が還付されているものと推認され、特殊台帳には、還付期間、還付金額及び還付決定日が記載されており、当該記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情は見当たらず、行政側の事務処理に不適切な点も見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から63年3月までの期間及び平成13年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年11月から63年3月まで  
② 平成13年4月から同年5月まで

私は、20歳のときはまだ社会人ではなかったが、親に勧められて昭和58年11月ごろにA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、その後63年3月まで、同市役所の窓口で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していた。また、平成13年4月及び同年5月についても国民年金の加入手続をして保険料を納付していたのに、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の所持する年金手帳には申立期間①に係る国民年金の被保険者資格について昭和58年11月23日に資格取得、63年4月1日に資格喪失と記載されているが、同手帳に記載されている国民年金の記号番号の前後の番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は平成7年4月ごろB市役所で行われたと推認され、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録には、申立人の国民年金の被保険者資格の取得年月日は平成7年4月1日と記録されており、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手

帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①は53か月と長期間であり、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は加入手続及び保険料の納付状況の記憶が曖昧なため、申立期間①の納付状況等は不明である。

- 2 申立期間②については、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、加入手続の時期及び保険料の納付額を明確に記憶していないため、納付状況等が不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、平成13年12月20日に「未加入期間国年適用勧奨」の勧奨関連対象者一覧が作成され、申立人に国民年金の加入についての最終勧奨が行われた記録が確認できることから、同日まで、申立期間②は国民年金に未加入の期間であったことが推認され、申立人の妻の申立期間②に係る第3号被保険者の非該当及び該当処理が14年1月及び同年2月に行われていることから、同時期において申立人及びその妻の国民年金の手続が行われたと推認される上、申立期間②については申立人の妻も未納である。

さらに、申立期間②は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、年金記録事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2994

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から55年4月まで

私は20歳のころ大学生で父の扶養家族であったが、父がA町役場で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間当時、保険料は自治会の役員が地域単位で集金して、区長が同町役場に納めていた。父が亡くなった後は、兄が引き継いで平成元年まで保険料を納めていたと聞いている。申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A町の保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金の加入手続は昭和58年1月20日に行われ、このとき、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した57年2月1日に遡<sup>さかのぼ</sup>って国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため納付状況等が不明であり、その父から引き継いで平成元年まで保険料を納付したとする申立人の兄も申立期間の一部に未加入の期間がある上、申立期間当時の納付状況について詳しいことはよく分からないと述べている。

さらに、申立期間は93か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、申立期間当時、専門学校<sup>の</sup>学生だったので、国民年金のことは母に任せており、母が国民年金保険料の全額免除申請をしていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号の前後の国民年金被保険者のオンライン記録から、申立人の国民年金の加入手続は平成4年8月ごろに行われたと推認され、この時点を基準にすると、申立期間に係る平成3年度の免除申請を遡<sup>さかのぼ</sup>って行うことは、制度上できない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続を行ったとする申立人の母は、当該手続について記憶が明確ではないため、申立期間に係る免除申請の手続状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、申立人が申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（保険料免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2996

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から3年3月まで

私は、申立期間当時は学生であり、国民年金保険料の納付義務は無いと思っていたが、市役所から保険料の振込用紙が送られてきたので、平成元年12月ごろに母が国民年金の加入手続を行い、保険料は集金担当者が自宅を訪問したときに母が現金で納付していたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が平成元年12月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号の前後の被保険者の資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は3年4月以降に行われたと推認され、同手帳に「初めて上記被保険者となった日」が3年4月1日と記入されており、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は加入手続を行った時期及び保険料の納付について具体的に記憶していないため、申立期間の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から60年3月まで

私は、昭和53年5月に結婚してから何度か住所変更したが、その都度、国民年金の届けを出し、納付書が送られてきたので夫の保険料と一緒に納付してきた。57年当時、A市Bに転居したとき大量の納付書が送られてきて、まとめて保険料を納付した覚えがある。申立期間の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は昭和54年ごろにC市、56年ごろにD市に転居したが、当時、各市役所で国民年金の住所変更手続を行う必要があったとは認識していなかったと申立人は述べており、申立人の所持する国民年金手帳にも、申立期間について当該市町村で国民年金に係る住所変更の手続を行った記載は無い。

また、申立期間は72か月と長期間であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、納付金額等について申立人の記憶は曖昧であり、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も申立期間については未納である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2998

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しており、この期間は厚生年金保険に加入していたため、国民年金保険料が還付されることになるが還付された記憶は無く、母に聞いても保険料の還付通知は見えていないと言っているので、申立期間の保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことは確認できるが、申立期間は、厚生年金保険の加入期間であり、重複納付期間となるため、申立期間の国民年金保険料が還付されることに不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳及びA県B市の保管する国民年金被保険者名簿に、保険料の還付期間、還付金額など還付処理されたことが明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事実も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、保険料が還付された記憶が無いという以外に保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2999

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年1月まで

私は、今まで何度か転職を繰り返してきたが、会社を退職して次の会社に就職するまでの期間は、その都度国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間以外の期間は納付済みとされているのに、申立期間のみが未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、平成7年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、8年4月2日に資格を喪失後、13年8月22日に再取得したことが記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から56年12月までの期間、57年1月から58年3月までの期間、同年4月から同年6月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年9月から56年12月まで  
② 昭和57年1月から58年3月まで  
③ 昭和58年4月から同年6月まで  
④ 昭和58年7月から同年9月まで  
⑤ 昭和58年10月から61年3月まで

私は、申立期間①については、A市からB市に転居した昭和55年9月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は主にB市Cにあった金融機関で納付していたので、未加入とされていることは納得できない。

申立期間②については、D市に転居した昭和57年1月に国民年金の住所変更手続きを行い、保険料は主にE（地名）にあった金融機関で納付していたので、未加入とされていることは納得できない。

申立期間③については、F社G支社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたので、納付期限の昭和58年7月末までに納付した国民年金保険料は二重払いであるから還付してもらいたい。

申立期間④については、私の年金記録では、厚生年金保険の被保険者期間とされているが、私がF社G支社において厚生年金保険に加入していたのは昭和58年4月から同年6月までの3か月間であり、申立期間④については国民年金保険料を納付していたので、納付記録を訂正してもらいたい。

申立期間⑤については、保険料は主にE（地名）にあった金融機関で納付していたので、未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年9月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、52年8月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが記載され、その後61年4月1日に第3号被保険者として資格を取得するまでの申立期間①、②、③、④及び⑤において国民年金の資格取得手続を行ったことは記載されておらず、55年9月に加入手続を行ったことがうかがえない。

また、年金手帳に記載された資格記録は、オンライン記録と一致していることから、申立期間①、②、③、④及び⑤は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間③については、申立人はF社G支社に勤務し、厚生年金保険に加入していたとして、同期間に納付したとする国民年金保険料の還付を求めているが、F社から提出された、申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人は同社G支社において昭和58年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月30日に資格を喪失していることが確認でき、申立期間③は厚生年金保険の被保険者期間ではないこと、及び国民年金に未加入であることから、当該期間に係る各保険料の納付は考えられない。

さらに、申立期間④については、F社G支社における厚生年金保険の加入期間であり、国民年金には未加入の期間であることから、国民年金と厚生年金保険の重複期間であったとは認められない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3001 (事案 364 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から46年3月まで

私は、昭和46年ごろと49年ごろに特例納付制度を利用して、A市役所で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したのに、この期間が未納とされていることは納得できない。現在所持している国民年金手帳をもらう前に、もう一冊別の国民年金手帳を所持していたので、その年金手帳についても調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、現年度納付、過年度納付及び特例納付を併用して申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、i) 申立人の申立期間当時の記憶は曖昧であり、主張には客観性が乏しいこと、ii) 申立人が昭和46年と、49年又は50年の2回行ったと主張する特例納付の状況についても、納付対象月数、納付金額などの記憶が無く、具体性に欠けることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、現在所持している国民年金手帳とは、別の国民年金手帳を所持していたことがあったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより縦覧調査した結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人からは、申立期間の保険料を納付していたことを示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同主旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 8 月 17 日まで

私は、昭和 44 年 8 月に A 社に入社し、45 年 8 月まで勤務した。同社は B 市にある C 駅の裏にあり、住んでいた D 市から会社まで送迎バスで通勤した。この期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真「入社記念 45.3」の写しにより、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の事業主は、「当社は、7 年前から休業しており、申立期間当時の関係資料は無く、当時の社長は高齢で申立期間当時のことは覚えていない。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 9 名のうち、連絡の取れた 4 名及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有する者のうち、連絡の取れた 2 名の計 6 名のうち申立人を記憶していた 2 名からは、申立人の勤務実態について具体的な供述を得ることができない。

さらに、当時、厚生年金保険事務を担当していた元同僚は、「厚生年金保険に加入していた人と加入していない人がいたが、その加入基準は分からない。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険の加入実態について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで  
私は、昭和 40 年 1 月から 41 年 6 月末まで A 事業所 B 支部に勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が、申立期間に A 事業所 B 支部に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が自分よりも先に入社している者として氏名を挙げた元同僚 2 名は、申立人と同日の昭和 41 年 1 月 1 日に資格取得している上、申立人と同日に資格取得した 27 名のうち、所在が確認できた 17 名に照会した結果、回答のあった 14 名は、いずれも資格取得日以前から当該事業所に勤務していたと供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから、一定期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保健厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2718

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月20日から30年1月1日まで  
私は、昭和24年4月にA社に入社し、30年に結婚するまで勤務していた。この間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の当時の同僚の証言により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同じ仕事をしていたとして氏名を挙げた元同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に記録が無い上、既に死亡しており、当時の事業主も連絡先が不明であることから、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、申立人のことを記憶していた上記元同僚からは、厚生年金保険の加入状況等について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月30日から同年8月1日まで

私は、A社(現在は、B社)に平成6年7月1日に入社し、7年7月31日まで派遣社員として勤務した。同年7月末日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年7月30日となっていることは納得できないので、資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の派遣先の会社の元同僚の証言により、申立人は、平成7年7月30日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、申立人が申立期間に在籍していないとして、同社が保管する健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書(平成7年7月29日付け)の写しを提出しており、当該通知書によると、申立人は、事業主により同年7月15日に資格喪失した旨の届出が行われ、管轄の社会保険事務所(当時)が同年7月31日付けで受け付けていることが確認できる。

さらに、B社が加入するC健康保険組合は、「申立人の資格喪失日は、平成7年7月15日に間違いない。健康保険証も同年7月28日に回収しており、同年7月の健康保険料は、納付されていない。」と回答している。

なお、オンライン記録によると、申立人に係る資格喪失日は、平成7年8月1日付けで同年7月15日と記録された後、同年8月8日付けで同年7月30日に訂正されているところ、管轄の年金事務所では、「申立人の資格喪失日が同年7月15日から同年7月30日に訂正されていることについて、その原因は不明である。事業主の届出がなければ訂正する理由はない。」と回答しているが、事業主は、「当該訂正届に係る書類は保存されていないことから不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2720

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から36年2月7日まで

私は、昭和32年ごろ、新聞広告で求人情報を見て、A区BにあったC社に入社し、年月は定かではないが3年以上勤務した。その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はC社の所在地及び事業主の氏名を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、当該事業所は、昭和28年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所でなくなった後の期間である。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和28年9月1日に資格を喪失している元同僚3名のうち、所在が確認できた1名は、「私は、33年5月ころまで勤務していたが、28年9月以降の厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除については、覚えていない。」と供述している。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資料が保存されていない上、事業主の所在も確認できないことから、申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月から 35 年 3 月 26 日まで  
② 昭和 39 年 11 月 21 日から 43 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 1 月から 36 年 8 月末日まで A 区 B にあった C 社に勤めたが、入社した時から 35 年 3 月 26 日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。また、37 年 2 月から 44 年 2 月まで D 区 E にあった F (業種) の G 社に勤務したが、39 年 11 月から 43 年 8 月までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、それぞれ訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当時の元同僚を覚えていないため、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者資格を有する 17 名のうち、所在が確認できた 6 名に照会した結果、回答のあった 5 名のうち、申立人を覚えていた 2 名からは、申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることができず、申立期間①当時の勤務実態について確認できない。

また、当時の事業主の長男は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態は不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 35 年 3 月 26 日に資格を取得し、36 年 9 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②のうち、昭和42年9月8日から43年9月1日までの間は、G社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、当時の元同僚の氏名を覚えていないため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を有する21名のうち、所在が確認できた7名に照会した結果、回答のあった4名のうち1名は、「私は昭和39年3月に入社したが、申立人は、その8か月後にいったん辞め、再度入社した。」と供述しているところ、申立人が当該事業所における被保険者資格を39年11月21日に一旦喪失していることと符合する。

また、当時の事業主の長男は、「私は、昭和35年2月から勤務しているが、申立人のことは覚えていない。当社は、62年ごろF（業種）を廃業し、H（業種）に業態を変更しており、当時の資料は一切残っていない。」と回答していることから、申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和39年11月21日に資格を喪失し、43年9月1日に資格を再取得していることが確認でき、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 24 日まで  
② 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 9 月 29 日まで  
③ 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで  
④ 昭和 32 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 26 日まで  
⑤ 昭和 41 年 12 月 29 日から 42 年 6 月 21 日まで

私は、A社B工場及び同社C工場に勤務していた期間について脱退手当金が支給済みとされているが、受給した記憶は無いので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る資格喪失日から約5か月後の昭和42年11月16日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2723 (事案 1484 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 31 日から 32 年 1 月 5 日まで  
② 昭和 35 年 5 月から 36 年 3 月まで

私は、昭和 31 年 5 月 11 日から 32 年 4 月 1 日まで、A社B事業所に臨時職員として勤務したが、31 年 12 月 31 日から 32 年 1 月 5 日まで厚生年金保険の加入記録が無い。

また、昭和 35 年 5 月から 36 年 3 月まで同社に勤務したが、厚生年金保険の記録がすべて無い。当初の訂正不要の通知を受けた後、ねんきん定期便が届いたのでもう一度調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができず、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和 31 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失している元同僚が複数人確認できるとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 1 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 31 年 5 月 11 日から 32 年 4 月 1 日までA社B事業所（現在は、A社が承継していることが新たに判明した。）の臨時職員として1年契約で就職したと主張しているが、今回新たに判明した、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様、31 年 12 月 31 日に資格を喪失し、32 年 1 月 5 日に資格を再取得している元同僚に対し、申立人の勤務実態について照会したところ、「申立人のことは覚えているが、勤務期間までは覚えていない。」と証言しているから、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるもの

の、勤務期間を特定することはできない。

また、A社の回答書及び当該事業所に係る退職者リストから、申立人は昭和31年5月11日にC（職種）として採用され、同年12月30日に「期間満了」を理由に退職しており、32年1月5日に再びC（職種）として採用され、同年3月31日に前記と同理由により退職していることが確認できるほか、当該事業所は、「申立人が申立期間①において在籍していた事実はなく、申立てどおりの厚生年金保険の届出も行っておらず、厚生年金保険料も納付していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人と同時期に被保険者資格を取得している元同僚に対し照会を行ったものの、申立人を記憶している者はおらず、勤務実態が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年1月21日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、A社B事業所に昭和35年5月から36年3月まで勤務していたと主張しているが、上記元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでには至らない。

また、A社の回答書及び当該事業所に係る退職者リストにより、申立人が昭和35年5月から36年3月まで勤務した事実は確認できず、当該事業所は、「申立てどおりの届出も行っていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2724

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで  
私は、A社を結婚のため退職したが、その後一通の往復ハガキが届いた。そのハガキにおいて一部を受け取るとして回答し、返信したところ、後日現金書留が送られてきたので受け取った記憶はあるが、それを脱退手当金として受け取ったとは認識していないので、確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した者の中で、脱退手当金の支給要件を満たす者19名のうち、12名に脱退手当金の支給決定記録が確認でき、その中で事情を聞くことのできた者3名は、「昭和43、44年ごろは、女性が退職したら厚生年金保険を脱退手当金として受け取るのが普通だった。会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることから、事業主が代理請求を行った可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2725 (事案 423 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 5 日から 35 年 5 月 21 日まで

私は、A事業所における厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受給したが、その後に勤務したB社及びC社における被保険者期間については受給していないとして、前回第三者委員会へ申し立てた。

しかし、その後、脱退手当金を受給したのはB社及びC社の分であり、A事業所の脱退手当金を受給していないことに気付き、前回の申立ては誤った内容だったので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「D社会保険事務所(当時)でB社及びC社の脱退手当金の受給手続きをしたが、社会保険事務所(当時)の職員からA事業所の期間は被保険者番号が違うので手続きできない、と言われたので、前者2社分だけ脱退手当金の受給手続きをした。」、「平成20年3月ごろねんきん特別便を2通受け取ったが、A事業所とほかの2社との厚生年金保険被保険者番号が異なるため、自分に2通の連絡があったのではないか。」と主張し、これらの点について申立人は調査してほしいと再申立てを行っているが、申立人の脱退手当金の対象となっている3社(B社、C社及びA事

業所)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で厚生年金保険被保険者番号を確認したところ、すべて同じ被保険者番号であることが確認できる。

また、申立人は当該脱退手当金の受給に関し一部期間のみを請求したと主張しているが、脱退手当金の制度趣旨は、将来厚生年金保険を受給しないので以前に掛けた厚生年金保険料を清算するというものであり、脱退手当金の請求時点以前の判明したすべての厚生年金保険の被保険者期間を対象とすることになっており、管轄の社会保険事務所が、当時脱退手当金の対象期間としてA事業所を認識していたにもかかわらず、当該事業所の期間のみを脱退手当金の対象期間から外すことは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 12 月 21 日から 15 年 1 月 1 日まで  
私は、平成 13 年 12 月 17 日から 14 年 12 月 31 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 12 月 21 日と記録されている。雇用保険受給資格者証の離職日は同年 12 月 31 日と記載されているので、厚生年金保険の資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から提出された A 社に勤務していた全期間（申立期間を含む 13 か月分）の給料支払明細書の内容を確認したところ、当該事業所は、厚生年金保険料を翌月の給与から控除しており、申立期間に係る平成 15 年 1 月の給与から保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、「当時の資料は残っておらず、勤務状況について確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2727

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 1 日まで  
私が A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることがねんきん特別便により判明した。年金事務所での調査においても、記録どおりという回答であったが、納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和 27 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は申立人を含め 11 名であり、その中には、申立人が同期入社として氏名を挙げた 2 名及び 25 年 4 月に入社したと述べている元同僚が含まれている上、当該事業所が同日以前に厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行ったのは、24 年 10 月 25 日であることが確認できる。

これらのことから判断すると、A 社は当時、一定期間内に採用した者を昭和 27 年 3 月 1 日にまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、複数の元同僚に対し厚生年金保険料の控除について照会したが、厚生年金保険に加入する前の保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、当該事業所は、「申立人の申立期間に係る保険料控除及び厚生年金保険の届出等については、当時の資料が無く不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 3 月に A 社に入社し、同社 B 営業所に配属された。その後 39 年 8 月に同社 C 営業所に転勤して、46 年 7 月まで継続して勤務した。同社 C 営業所に転勤した後の厚生年金保険の加入記録はあるが、入社して配属された同社 B 営業所の勤務期間の厚生年金保険の加入記録が無い。その時期も厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであり、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の退職金個人別明細表及び元同僚の証言により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人に係る厚生年金保険の加入等の手続、厚生年金保険料の納付については、いずれも不明である。」と回答している。

また、元同僚の一人は、「当時は、入社してもすぐに辞めてしまう人が多かったので、会社も 3 か月くらい様子を見てから、厚生年金保険に加入させていたようなことがあったと思う。」と供述している上、申立人が氏名を挙げた元同僚及び申立人と入社日が近い元同僚について、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日を調査した結果、入社日と資格取得日が相違する者が多く確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所は、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、入社してから一定期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、口頭意見陳述においても、保険料控除をうかがわせる事情は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 61 年 12 月まで

私は、昭和 49 年 8 月から 61 年 12 月まで、A社の代表取締役であった。A社の設立時に社会保険事務所（当時）の指導で、厚生年金保険の適用事業所になったはずであるが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して、厚生年金保険の被保険者期間を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間当時、A社の代表取締役に就任しており、厚生年金保険は、会社の担当者が適用事業所としての届出を社会保険事務所に行い、厚生年金保険料を納付していたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本によれば、申立人は申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、「代表者であったが、社会保険関係の処理は経理担当者に一任していて関与していなかったため、全く分からない。当時の社会保険関係の書類はすべて廃棄した。」と供述しており、当該事業所の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、当時の取締役及び同僚は所在が判明しないため、聞き取り調査等を行うことができず、当該事業所の厚生年金保険の加入状況等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2730

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月から28年5月まで  
② 昭和28年6月から30年3月まで

私は、昭和27年3月から28年5月まではA社に勤務し、その後同年6月から30年3月まではB社に勤務していた。両社とも厚生年金保険に加入していたはずなので、調査して記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は、「昭和27年3月から28年5月までC区又はD区に所在するA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、「当社は、申立期間①当時、C区内及びD区内には事業所は存在しておらず、当時の社員名簿において申立人の氏名は見当たらない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態を確認することはできない。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶しておらず、同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

#### 2 申立期間②について、申立人は、「昭和28年6月から30年3月まで、E県内にあったB社に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用

事業所として確認できない。

また、オンライン記録によると、F県において「G社」（B社と同名）の事業所名で厚生年金保険の適用事業所が確認できるところ、当該事業所は、昭和36年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成21年6月18日に適用事業所でなくなっており、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人は元同僚の氏名を記憶しておらず、同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 4 月 11 日まで

私は、昭和 59 年 4 月に A 社の子会社である B 社（現在は、C 社）に正社員として就職し、61 年 4 月 11 日に関連会社の D 社へ異動するまで継続して勤務していたにもかかわらず、B 社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して厚生年金保険の記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元上司の証言により、申立人が申立期間において、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は、「申立人が申立期間において当社に在籍していた記録は確認できない。また、解散した E 厚生年金基金の記録についても調査したが、申立人の申立期間における加入記録は確認できない。」と回答している上、当該事業所が加入する F 健康保険組合において、申立人の申立期間における加入記録についても確認できない。

また、B 社を含むグループにおける社会保険の取扱状況について、親会社である A 社の元社員は、「当時はグループの正社員であれば、全員を厚生年金保険と厚生年金基金に加入させていたはずであるが、申立人に加入記録が無いということは、正社員ではなかったのではないか。」と証言している。

さらに、申立期間において、B 社及び申立人が次に勤務した D 社における元上司は、「私が、店長として申立人を面接し採用したことは記憶しているが、B 社で採用したときに正社員で採用したのか、その後、私が D 社 G 店に店長として異動してから、申立人を店長推薦で正社員にしたのか記

憶に無い。また、社会保険関係業務には関与していなかったので、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と供述しており、申立人のB社における職種及び申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 56 年 4 月から同年 7 月まで A 社に B (職種) として勤務していた。正社員として入社しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「当時の関係書類は保存していないが、申立期間当時は、入社後数か月間は試用期間を設定しており、その期間は社会保険には加入させていなかったと思う。」と回答している上、複数の元同僚に申立人の勤務実態等について照会したところ、「B (職種) にはフリー契約の人がいたと思う。なお、申立人の勤務期間について正確な記憶は無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることはできない。

また、申立人が記憶する元同僚 9 名のうち 2 名は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

これらのことから判断すると、A 社は従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。